

## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月26日

久留米市長 様

提出者

住 所 千葉県松戸市上本郷字仲原250

氏 名 福德長酒類株式会社  
代表取締役社長 大原 孝浩

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0942-26-3131

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物  
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	福德長酒類株式会社 久留米工場
事業場の所在地	福岡県久留米市荒木町荒木1200-1
事業の種類	蒸留酒・混成酒 製造業【1324】
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

## 産業廃棄物処理計画における目標値

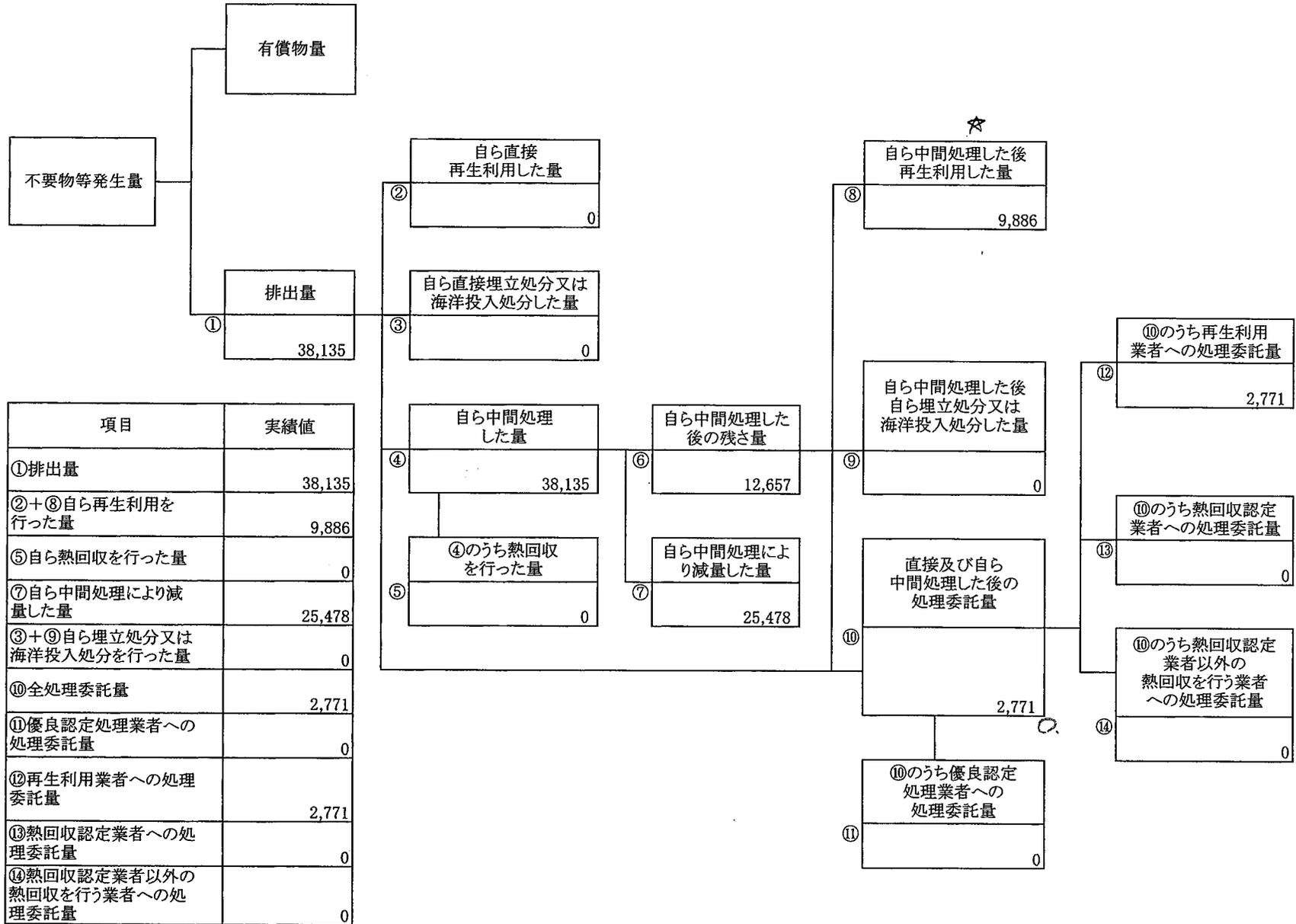
項目	目標値	項目	目標値
排出量	44,300t	全処理委託量	3,850t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0t	優良認定処理業者への処理委託量	0t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0t	再生利用業者への処理委託量	3,850t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	30,650t	認定熱回収業者への処理委託量	0t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t
※事務処理欄			

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃酸)

単位:t

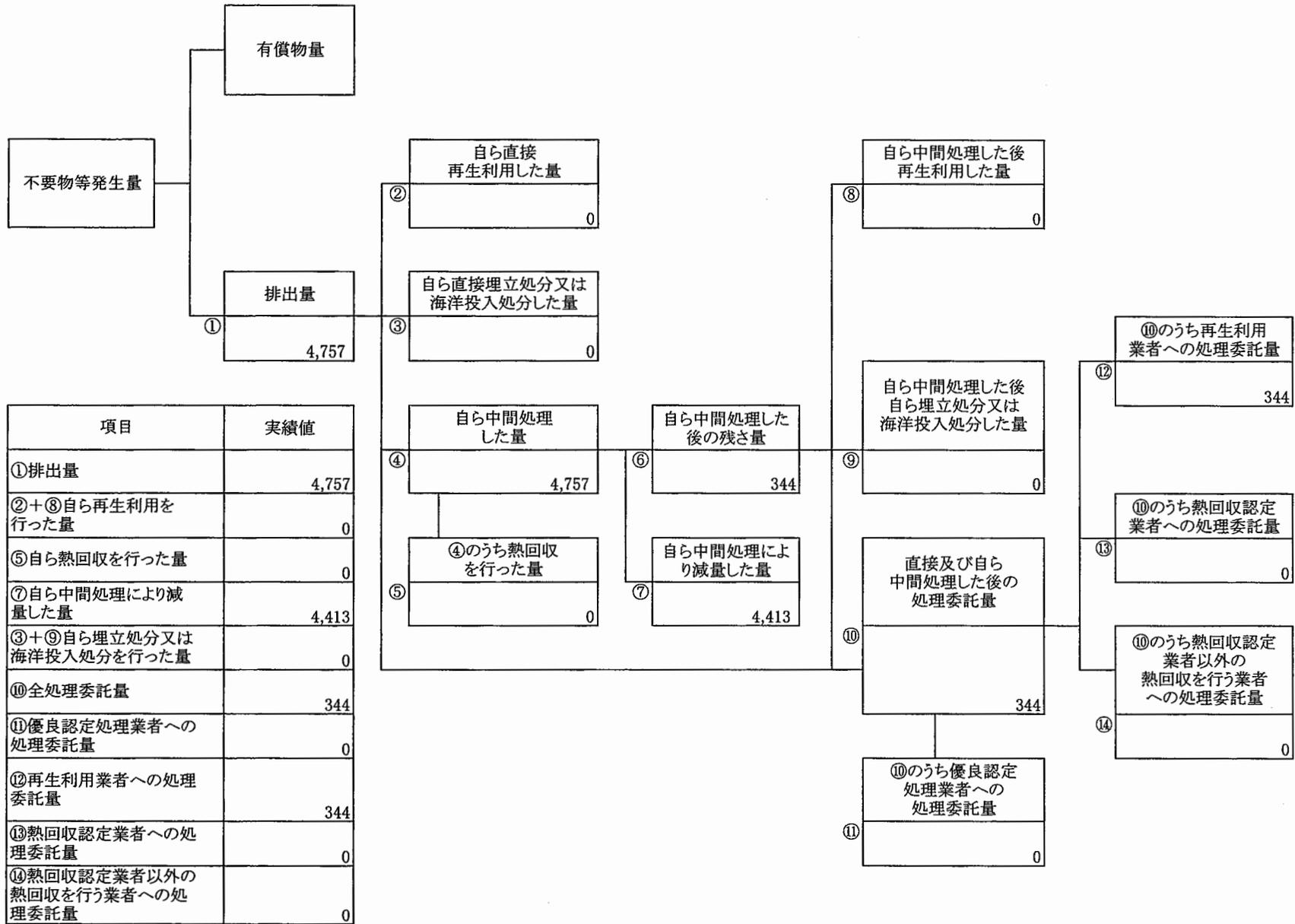
※ ただし、自ら中間処理した後の残さ(⑥以降)については、処理後の性状に変更はないため「汚泥」として取り扱うこととする。



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 下水汚泥(脱水汚泥))

単位:t



項目	実績値
①排出量	4,757
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	4,413
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	344
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用者への処理委託量	344
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

## 【別紙1】

## 産業廃棄物処理計画実施状況報告

(単位:t)

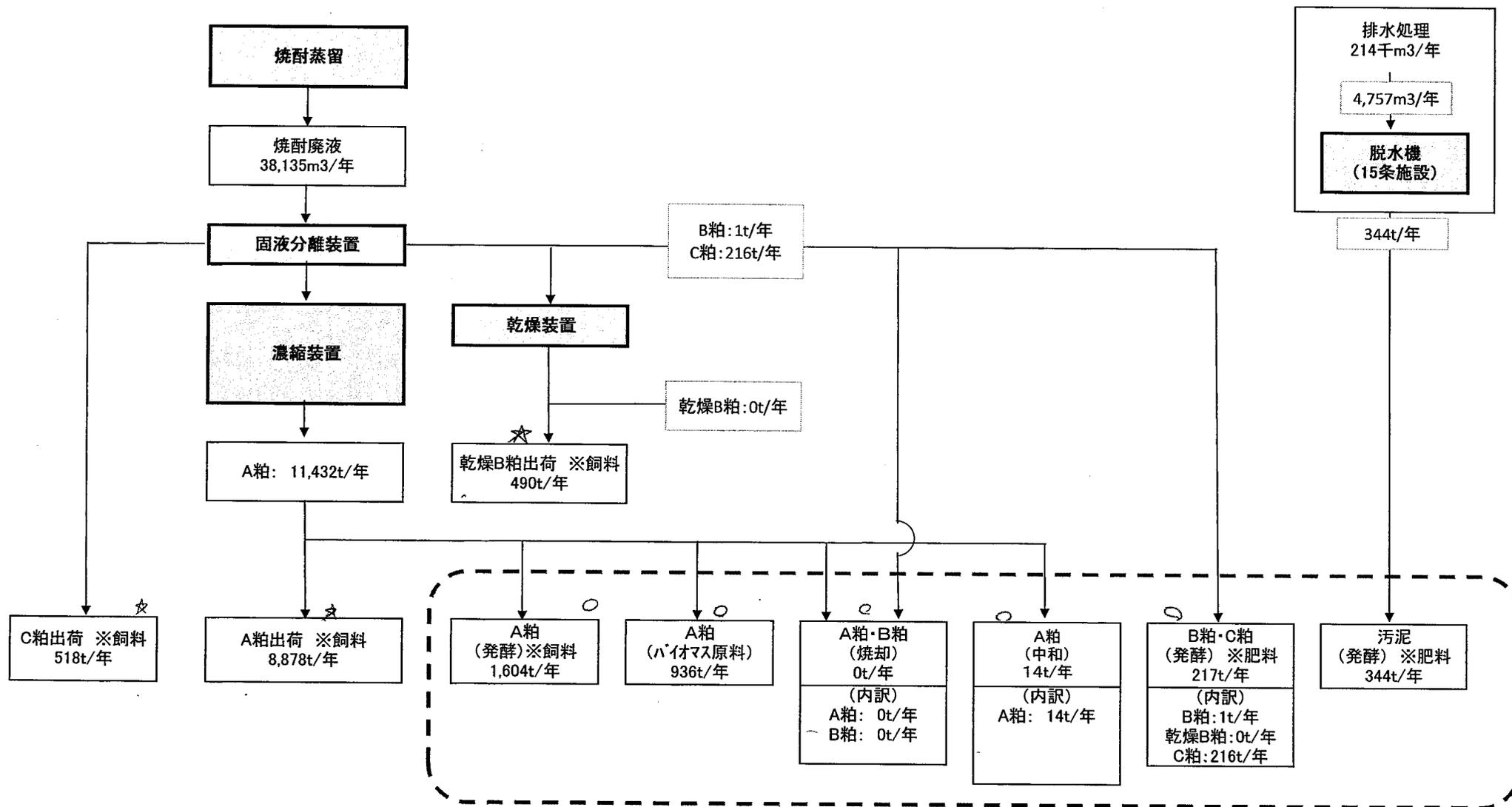
令和7年6月26日

【前年度(平成6年度)実績】					
産業廃棄物の種類	廃酸	汚泥			合計
		脱水汚泥	その他汚泥	汚泥計	
①排出量	38,135	4,757	0	4,757	42,892
④自ら中間処理した量	38,135	4,757	0	4,757	42,892
⑥自ら中間処理した後の残さ量	12,657	344	0	344	13,001
⑦自ら中間処理により減量した量	25,478	4,413	0	4,413	29,891
⑧自ら中間処理した後再生利用した量	9,886	0	0	0	9,886
⑩直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	2,771	344	0	344	3,115
⑫ ⑩のうち再生利用者への処理委託量	2,771	344	0	344	3,115

※1 「廃酸」については、性状に変更はないものの、久留米市役所廃棄物指導課との協議(平成29年9月)により「汚泥」とすることとなりました。  
それに伴い、平成29年10月より順次「汚泥」への変更を開始し、平成30年1月より本稼働しております。  
従って、平成30年度からは、「廃酸」として取り扱っていたものを「汚泥」に完全移行致しております。

※2 久留米市役所廃棄物指導課との協議(令和2年8月20日)により、「汚泥」としていたものは発生時は「廃酸」であり、「廃酸」として届け出ることとなりました。  
ただし、自ら中間処理した後の残さ(⑥以降)については、処理後の性状に変更はないため「汚泥」として取り扱うことと致します。

本格焼酎蒸留粕等の一連の処理実績(令和6年度)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。